

(PTA 用)

PTA 運営上の参考として

～令和 3 年度（2021 年度）PTA 連合協議会副会長会アンケートから～

豊中市 PTA 連合協議会の副会長会では、令和 3 年度（2021 年度）に各校 PTA にアンケートを実施し、結果を取りまとめました。

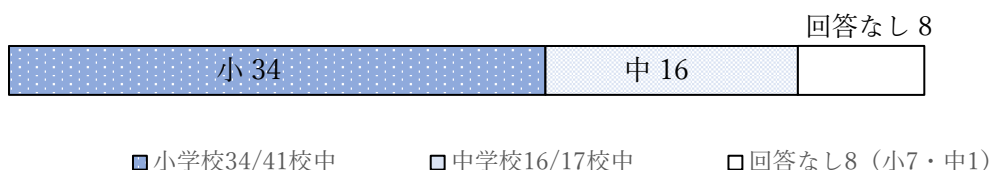
毎年、年度当初には、PTA 加入の強制や、役員の強制、会費の徴収方法について、不透明性や人権侵害などの観点から、市民の声を通して相談や問題提起をいただいております。

この資料は、アンケート結果からみえてきた PTA 活動を行う上での様々な課題や悩みについて、全国の動きなどを参考に、解決事例やヒントをまとめたものです。

PTA 活動に際して、いろいろな状況の中でも、保護者のみなさんが子どもたちの福祉につながる活動に取り組むための参考としていただければ幸いです。

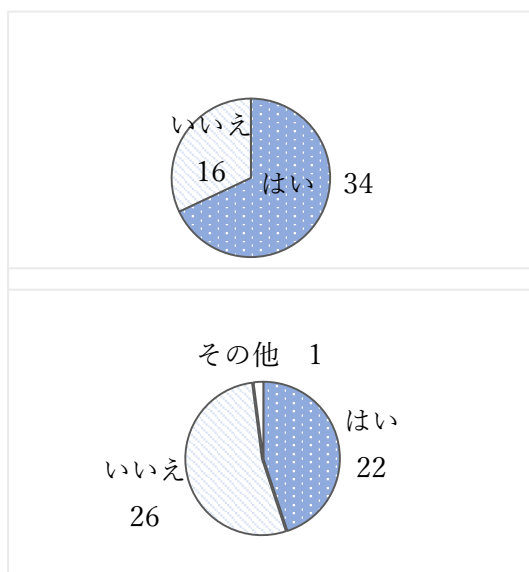
アンケートでは、市内の公立小中学校 58 校の PTA に送付し、50 団体からご回答をいただきました。

有効回答数50校



【加入・退会について】

1. 入会届・退会届について、①から④の質問をしました。（「はい・いいえ」で回答）

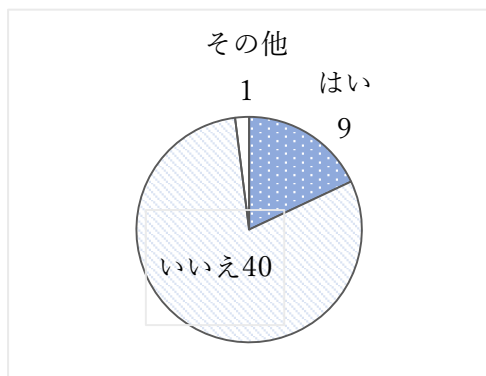


①会員に PTA 入会届の提出をお願いしている

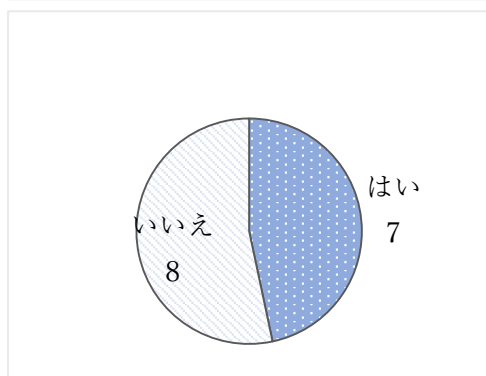
②退会されている保護者がいる

68%が入会届の提出をお願いしていると答えました。また、退会されている保護者のいる団体も 22 団体の上っています。

このことから、約半数の PTA で、退会される保護者の方がいらっしゃるようになりました。



③PTA 退会届の様式が存在している



④「はい」の場合、退会理由を書いている

退会に際して様式を整備できていないPTAが80%に上りました。

なお、退会理由書の取扱いについても回答いただいたところ、**個人情報の取扱い**に留意している状況や**課題**があることが見えてきました。

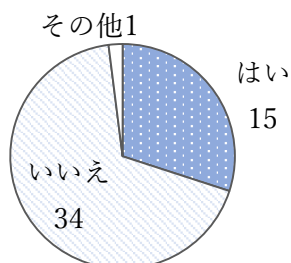
【解決・成功事例】

- ・ 退会届は退会者から学校職員に渡され、会計処理、処理後は学校長が保管し、毎年度廃棄します。
- ・ 退会者が差別されてはいけないので、役員全員での情報共有はしません。しかしPTA活動をするにあたり、一部の役員は止むを得ず退会者の名前を知ることになります。その際、退会理由は知らされません。
- ・ 退会希望の連絡を受けた方には退会に伴うデメリットを対面、電話、書面等で説明し、了承したことを含めた退会届を提出してもらいます。
- ・ 退会理由は役員内のみで情報共有します。書類はPTA室内の鍵付きの棚に保管しています。
- ・ 退会者の生徒の卒業年度まで保管し、廃棄します。
- ・ 新入生には入学式の際に又、在校生には始業式の際に「PTAについて」という文書を配布し、入会届を提出してもらいます。

次に、PTA という組織についてききました。

2. 〈団体の任意性について〉

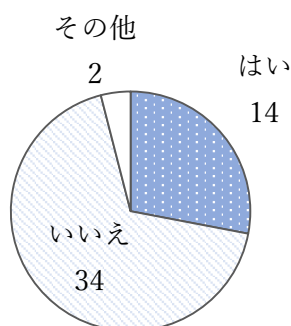
(質問) 規約に「任意団体である」との記載がある



この質問については、68%の団体に記載がない一方で、30%の PTA には任意団体であると記載していました。

3. 〈PTA 会費の内訳について〉

(質問①) 保護者に PTA 会費の使用内容をより把握していただく為に予算報告書・活動計画以外にお知らせしていますか？



(質問②) 「はい」の場合、具体的にどんな方法でお伝えしているかを聞きました。

- ・ PTA 総会で前年度の活動実績を報告。また、定期的に運営だよりを発行し、PTA の活動の詳細についてわかりやすいようにお知らせ
- ・ イレギュラーな出費（コロナ対策、コロナによる事業中止の余剰金を使った児童あたりの教材費の補助など）は PTA だよりにして事業報告
- ・ ホームページで購入したものの写真をアップする
- ・ PTA 会費徴収の通知文書（入会確認時）に、PTA 会費の主な使途を紹介
- ・ 新入生には入学式の際に又、在校生には始業式の際に「PTA 会費のお願い」という文書を配布し、文書内に使用内容を記載
- ・ 「PTA について」というパンフレットを作成し、入学式や入学説明会でもお話し、毎年何に使ったかをできるだけ更新
- ・ 不定期で運営委員会だよりアンケートなどを発行

重要ポイント

強制加入で起こるリスクを避けるために

- ★児童・生徒の保護者の方々に対し、PTA の必要性の説明とともに、任意団体(入退会は会員の意思で決められる)であることを説明し、同意を得ておくことが大切です。
- ★退会届などの個人情報の取扱いについては、個人攻撃や情報漏洩などにつながる恐れがあります。そのような事態が発生しないよう、人権に配慮し、辞める理由や個人的な事情は、守秘義務のある学校職員にお伝えいただくか、**言わなくてもいいとする**などの人権的な配慮が大切です。
- ★PTA 会費の徴収事務は、PTA への支援の一環として学校で行うことは可能ですが、**学校がPTA 会費の徴収事務をする根拠が委任契約になるため、また、口座引落手数料のPTA 負担や取立て行為を学校が行わない事等を明確にする必要があるため、学校と委任契約を結ぶ必要があります**(巻末に委任契約の書式を添付)。なお、PTA の通帳の管理については、団体の任意性の観点から、PTA で行う必要があります。
- ★学校が保有する保護者負担費を引き落とすための銀行口座で、PTA 会費を引き落とす場合は、PTA として個々の会員に徴収方法を説明し、同意を得ることが必要です。

リスク回避のためにも、ぜひ毎年の契約と、PTA からの丁寧な説明を。

【役員を選出について】

4. 〈PTA 役員を選出について〉

(質問①) PTA 役員を選出方法(立候補・推薦制、指名委員制等)とその長所短所について具体的にご記入ください。

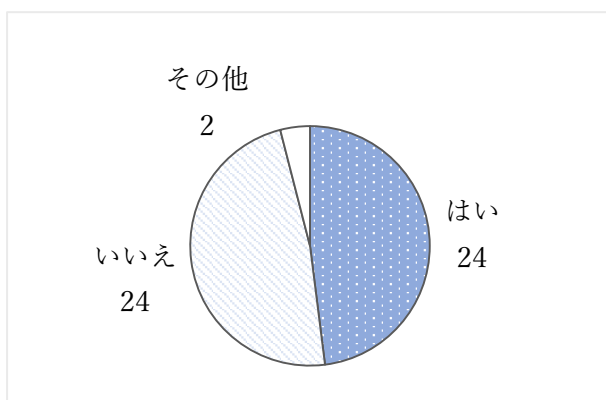
- ・ 三役は指名委員による選出です。学校との繋がりが薄かった人や、想定していなかった人も三役になる機会ができます。
- ・ 指名委員の選出では、なかなか候補者がみつからない、断られた場合、何度も同じ仕事内容を説明しなければならないこともあります。
- ・ 全会員に推薦を依頼し、候補者を若干名選出(同時に立候補も可)します。短期間で決定でき、知り合い同士で立候補もできるので活動しやすいです。短所は、推薦で選出された方は、活動に参加しない場合があります。
- ・ 立候補制で、定員に満たない場合は抽選。PTA 活動に積極的な方が集まります。知人同士で立候補されることが多く、運営が円滑にいきやすい。PTA 活動に消極的な方にも関わってもらうことにより活動を知ってもらえます。知人ばかりで集まると考えが偏る場合があります。また、やりたくない方が選ばれてしまう場合もあります。

【解決・成功事例】

- ・ 推薦制、立候補制を導入しています。推薦、立候補での候補が一人もいないと、運営がストップしますが、やる気のある方、問題意識を持った方が役員になるので、運営がスムーズです。ポイント等は廃止しているので、指名する、されるのストレスもありません。
- ・ 9月に立候補を募るため、アンケートを取ります。その後、立候補がない委員等は声掛けで集めます。やる気のある方に委員になってもらうので安心してまかせる事ができますが、決定するまでに時間がかかります。
- ・ アンケートで役員になれない場合でも、活動単位でできることなどの回答をもらい、適材適所で活動します。
- ・ 応募のなかった委員会活動を廃止します。
- ・ 辞退理由を審査することはなく、どのような理由でも受け入れます。

この回答からは、団体が工夫をしながら個々のPTAに合った様々な方法で役員を決めている状況が見られます。また、立候補のあった範囲で事業を行っている団体もありました。

(質問②) PTA 役員選出の際、辞退理由の説明や提出を会員に求めている。



アンケートの結果から、辞退理由の説明等を求めている団体はほぼ半数でした。

(質問③) 「はい」の場合、辞退理由の説明や提出をどのように（口答・書面など）求めていますか。

また、辞退理由の取扱い方法（役員で共有・クラスで共有・特に共有していない等）についてもご記入ください。

ここでは、辞退理由を聞いている団体は約半数です。その取扱いについては大半が役員のみで共有されています。また、辞退理由を役員に伝えたくない場合は、校長先生に相談し、役員が理由を共有しない場合もあるようです。

重要ポイント

よりよい選考のために ～成功事例を参考に～

辞退理由の審査は、保護者同士の関係が壊れ、本来のPTAの活動主旨にそぐわない結果が生まれます。他の会員に家庭の事情などの辞退理由を知られるなど、悪意がなくとも、当人にとつては、個人情報晒される事態となり、**問題となる場合もあります。**

そのようなことがないように、ぜひ、守秘義務のある教職員会員を介するほか、役員の負担軽減や、辞退理由を明らかにしなくても辞退できる役員体制をPTAとして構築することが大切です。

PTA役員になりたくない理由と役員になった時の負担感を減らすため、できる範囲でやれることだけをやるように、事業内容を見直すことはできないでしょうか。

どのPTAも苦慮しながら選考していますが、中には、成功しているPTAもあります。

その成功事例は、PTA 連合協議会のホームページ・PTA 大会の動画からもご覧になれます。

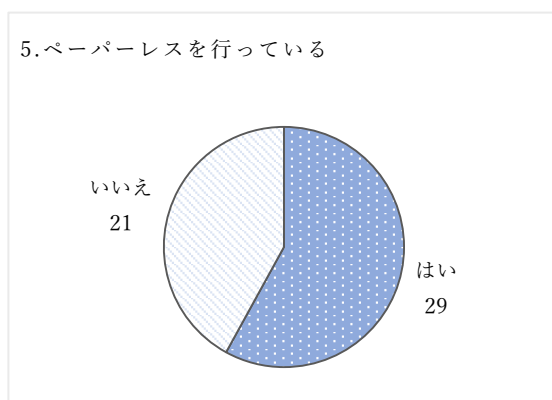
<https://toyonakacity-pta.com/>

(質問④) PTA 役員選出で困っていること、選出難航時に指名委員等や会員にお願いすること等があれば、ご記入ください。

- ・ 運営に影響が出るため、話をしして事情を聞き、無理強いはしていません。仕事をしていてもできる無理のない活動をアピールして、実際に運営委員会出欠席なども、配慮をすることで無理なく活動できています。
- ・ PTAに興味がありそうな人を教えてもらいます。
- ・ 仕事をしている人が増えてきているので、自分から進んでできる（やりたい）人が減ってきていると思います。役員の仕事量の見直しが必要と考えております。
- ・ 人の名前を書かないといけないという部分で、賛否ありますが、書かれたり、抽選で当たったらやるよ、という方も一定数いらっしゃり、自薦して頂ければ人の名前を書かなくて済むのでスムーズなのだと思います。副会長は特に、手を上げてまではやりたくない、というのが実情なので困っています。そのため、どなたもいらっしゃらない場合は、抽選して、できない部分は、運営経験者もお手伝いしながら運営していくという形をとっています。
- ・ 今年度はすべて立候補で定員数きっちりに決まったので全く問題ありませんでしたが、毎年そうはいかないと思われ、立候補が多くても少なくとも困りそうです。前もって知人に声をかけたり、PTAの魅力をお伝えしたりしてもらおうよう提案しています。
- ・ 複数の役員選出が必要なのに人数が揃わなかった場合は、すでに選出（決定）している役員さんに声掛け等をお願いしています。
- ・ PTAは失ってはじめてわかる価値と思います。①生徒へ安全・安心な学習環境などの確保（保護者の目・意見は抑止力）②任意団体であるが、選挙で選ばれ民意を代表する組織。いわば子供達を守る力ある団体であること。

【運営上の工夫など】

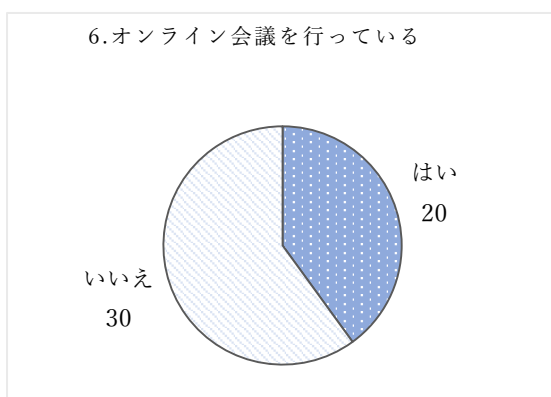
5. PTA 活動での連絡はペーパーレス化を既に行っている。



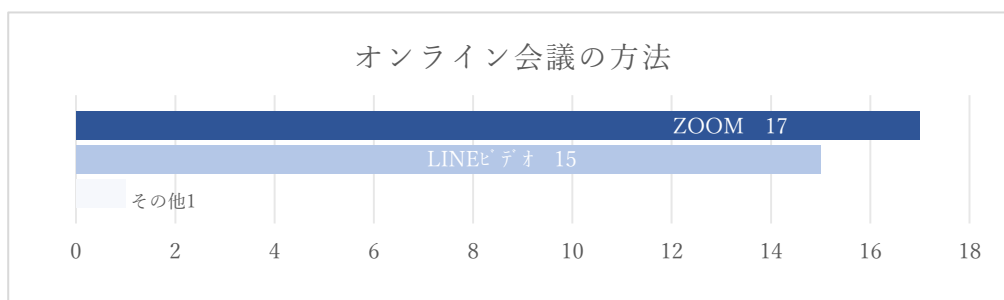
過半数の団体がペーパーレス化を行っていました。その手法は主に下に示したとおりです。

- | | |
|-------------------------|-------|
| (1)学校のHP | 17 団体 |
| (2)保護者への連絡メールに添付 | 15 団体 |
| (3)その他 | |
| LINE ブログ、 | |
| PTA の Gmail | |
| 書面総会など一部 | |
| google フォーム | |
| 学校 PTA 公式 LINE | |
| PTA の HP、書面と併用 | |
| LINE 公式アカウント | |
| 学校の e-スクール | |
| LINE のオープンチャットに pdf を掲載 | |
| 書面と有料のクラウドサービスとの併用 | |

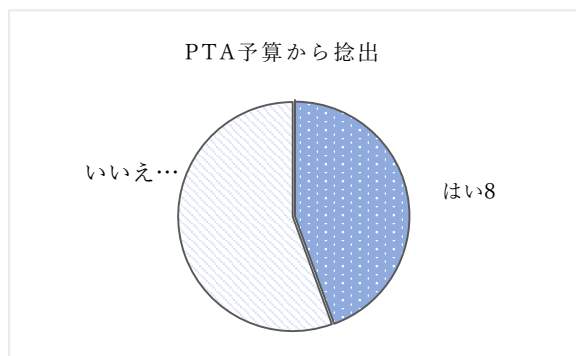
6. PTA 運営委員会でオンライン会議を既に行っている。



オンライン会議の開催については、40%にとどまりました。その中で、オンライン会議に用いたソフトなどは、以下のとおりです。

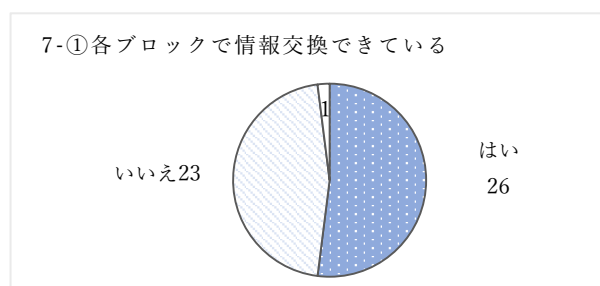


そのオンライン諸経費は PTA 予算から捻出されているかどうかについては、



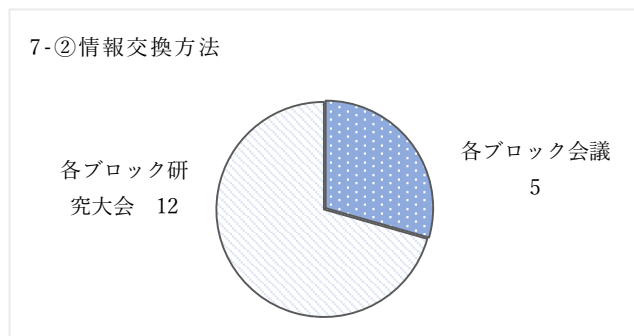
半数以上が、PTA 予算から支出されていないと答えています。

7. (質問) 副会長の情報交換は各ブロック等で、できているかどうか

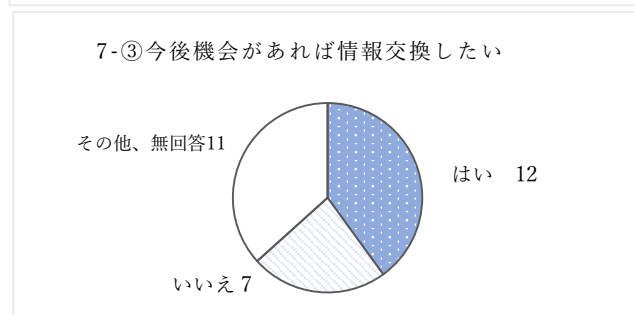


52%が、できていると答えています。

さらに、「はい」と答えた方に、情報交換の場についてお聞きしたところ、



ブロック研究会やブロック会議という団体の答えがありました。それ以外では、グループ LINE、研究会という回答もありました。



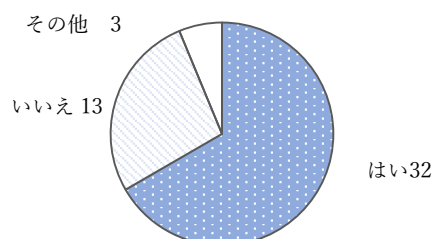
また、情報交換ができていないと答えた団体中の 12 団体が機会を求められていました。

(質問) 副会長の情報交換について、ご意見があればお願いします。

- ・ P T A活動の改革のため、他校の P T Aの方に教えていただきたい事がたくさんあったので、会長会から声かけをしていただいて、グループ L I N Eを作っていました。東部ブロックの皆さまのおかげで大変貴重な情報を教えていただき、とても有用な機会となりました。ご協力いただいた東部ブロックの小学校の皆さまに大変感謝しております。副会長会を従来の回数を開催されるのは主催側も参加側も大変負担だと思いますし、学校によって総会の時期にズレもあるため、相談したい問題が出たときにタイムリーに聞ける場が大変よかったです。
- ・ 中学校の校区がかぶっている小学校間での P T A 活動への協力体制に差があるとやりにくさが生じる可能性もあるため近隣校区間での情報交換を積極的に行いたい（子供の安全面や学校生活の充実を図りたいため）
- ・ ただ集まるのではなく、問題等のある時相談できる体制が欲しい。(LINE、ZOOM 等)
- ・ 出席任意のオンライン会議が出来たらと思います。
- ・ 毎月集まるのは負担だと思いますが、学期ごとに 1 回とかの情報交換は有益ではないかと思います。
- ・ 会長会に副会長が同席する（副会長はオンライン出席などもいいのでは）

8. ①PTA 主催の行事を行っている。または行う予定である。(予定を含む)

8-①PTA主催行事を行っている、つもりである



さらに、研修をしている場合、そのテーマ（過去 2 年分）について聞きました。

- ・ 人権についての研修
- ・ 社会見学（滋賀方面、陶芸などの体験） 講演会（しつもん読書会）
- ・ 給食センター施設見学（運営委員が受けた講習：普通救命救急講習、熱中症予防講習）
- ・ ハーバリウム講習会・安全なスマホ講習会・救命救急講習会・高校説明会・給食試食会等などがあがりました。

最後に、

その他、PTA 活動で困っている事や他校に聞きたい事や情報共有したい事を聞きました。

<リモート・オンライン・ペーパーレス化>

- ・ 今回のコロナ禍において、会議の在り方について見直すいい機会と思っているが、どれだけの単 P がリモートを導入したか知りたい。
- ・ リモートへの移行を検討するにあたり、先進的にリモートを導入した単 P の方にノウハウを教えていただきたい。
- ・ オンライン化への対応
- ・ 学校の Wi-Fi 環境が整っていれば、もっと PTA のオンライン会議などが、やりやすくなるかと思います。誰もが得意ではないので、学校で伝授し、少人数で学校に集まる人と他は家でオンラインと好都合の会議の場所を選択できればいいなと思います。
- ・ ペーパーレスへの意欲
- ・ 情報量はペーパーの方が多く見やすいです。また様々な保護者がいますので紙での案内は効果的。学校は伝えないといけません、目にとまる手段は多いほうがいいです。特に小学生・中学生のご家庭に対してです。との思いが強いです。この点は重要度に応じて取捨選択すべきと考えます。コロナ関連の情報はメールや HP も重要です。但し、文書を出すことも重要です。配布がないと何も連絡がこないという保護者もいました。

<役員選出>

- ・ コロナ禍で保護者を参加させる行事ができないので、次期役員への勧誘が困難です。子供たちの安心・安全を守ろうとすると、保護者の手を借りなければならない。自分の子供が通っている学校なので、少しのお手伝いはしてね、とは思いますが、当番を組んだりなど取りまとめは実際大変です。警備費用をもっと学校に応じてかけてほしいと思うところもありますが、保護者が学校に全くノータッチというのも少し違う気がして、難しいなと思います。
- ・ ポイント制への是非、ポイント制ではない団体の取り組み状況
- ・ ポイント制を活用して何か特典などを実施していたりするのか聞いてみたいです。
- ・ 役員選出方法、役員選出における工夫等
- ・ 仕事量についてお聞かせいただきたいです。
- ・ 特に困りごとはありません。前年踏襲にとらわれず、いろいろな方のお話を聞きながら、その年度の役員らしい活動ができれば、それで OK だと思います。
- ・ 「男性会員」「女性会員」の業務分担と名称表記について　そもそも、男性、女性で分担はあるのでしょうか？他校はどのように表記してるのか？「男性会員」「女性会員」の表記の場合は、次年度の「指名委員」や「役員選出」に関係してるのか？

<子どもの教室の責任の所在について>

子ども教室は教育委員会の管轄、子ども教室主催団体は公民分館と PTA、と書類には記載があります。しかし、子ども教室代表者の認識は、PTA はあくまでお手伝いであり開催するか否かの決定権は PTA にはないというもの。結局、責任の所在がはっきりしないため、開催するか否かの意見が分かれて難しいです。(コロナ禍でも子ども教室開催者は開催の意向ですが、PTA は開催に慎重の意向。7月の打合せ時点で。) PTA も主催団体の一つであるならば、PTA にも決定権があるのではないのでしょうか。もし、PTA は主催ではないということでしたら、場所も参加者もお手伝いの方々も学校および PTA がからむことですので、管轄する教育委員会から、例えば緊急事態宣言中は開催しない、市の判断基準にするなどのルールを決めてもらえると、今後判断しやすくなります。

<会費・運営等>

- ・ 環境整備と契約状況
- ・ PTA 会費の有効な使い方について等を聞いてみたいです。
- ・ 会計についてですが、一昔前まではネットでの購入は一切ダメだったかと思いますが、今現在、各学校はネット購入について、どのような対応をされているでしょうか？
- ・ 本校では学校生活の中での、保険加入について見直しを行い保険料の削減ができた。他校で加入されている保険の状況（具体的な名称や内容）を知りたい。
- ・ 親が子を犠牲にしてまで活動しなければならないPTAの負担の大きさととまどう
- ・ 管理している書類の処分基準
- ・ 4 役間のミーティングの頻度
- ・ 体育館の全館冷暖房設備の整備も早急にすすめるべき。池田市や箕面市は既に対応しています。そのような実情も再認識し、豊中市も整備してほしい。また ICT 教育の充実。特に自宅から授業を受けれるように遅滞なく進めてほしい。
- ・ 今回は質問が多くワードでの回答は少し手間に感じました。ネット上（Google アンケート）やラインで回答できる方式を検討してほしい。
- ・ 回答期間が短いように思いました。夏休み期間、緊急事態宣言中でもあり、運営委員会は休止中のことも多いです。PTA 役員や委員長に話す機会も減るので、9 月末ぐらいにしてはどうでしょうか。

重要ポイント

PTA 会費の用途

PTA 会費の使い道の中に学校への寄付があります。原則として、学校の費用は校費から支出されるべきものであることから、PTA からの寄付については、双方が節度をもって対応する必要があります。

その点から、会長のみならず、副会長・役員・会員等の了承を得た上で、善意の寄付であることを明確にしておく必要があります。

-最後に-

PTA は『Parent-Teacher Association(保護者と教師による会)』の略であり、子ども自身はPTAの会員ではありません。つまり、PTA 活動は、学校に通う**すべての子どもたち**の福利のために保護者と教師が自発的に行う活動であって、**PTA 会員の子どもたちの福利のために行われる活動ではありません。**

従って、入学式や修了・卒業式などでは、PTA から紅白まんじゅうや学用品が各児童生徒に贈呈されることがあります。これらの費用は PTA 会費から出されますが、PTA 会費は**「学校に通うすべての子どもたち」**のために使われるものですので、PTA 会費を支払っていない保護者の子どもであっても証書入れの筒や胸につけるリボン、学用品を受け取れない、ということはありません。

どうか、PTA 会員のみならずには、PTA という組織が健全で真に子どもたちの福利をもたらすものであるよう、**寛大な心持ちでの取組み**をお願いいたします。

【参考】R6.4 改訂版 委任契約書

委任契約書

豊中市立●●学校PTA(以下「甲」という。)と豊中市立●●●学校(以下「乙」という。)は、豊中市立●●学校PTAの事務に関して、次の通り委任契約を締結する。」

(委任事項)。」

第1条 甲は乙に対し、豊中市立●●学校PTAの事務のうち会費(ただし、令和○年度(令和○年4月1日から令和○年3月31日まで)に限る。)の徴収事務を委任し、乙はこれを受諾する。」

(費用の負担)。」

第2条 前条の委任事務を処理するについて、口座振替手数料など金融機関への費用を要するときは、その費用は、甲の負担とする。」

(協力)。」

第3条 甲は、乙に対し、乙が第1条の委任事務を処理するために必要な協力(個人情報の提供を含む。)をする。」

(集金状況の報告等)。」

第4条 乙は、必要に応じて、集金の状況(PTA会費を支払わない者の情報を含む。)を甲に報告する。」

2 乙は、第1条の委任事務に関し、未納者に対する取立て行為(甲が行う未納者への最初の督促状の発出作業の補助を除く。)を行わない。」

(解釈の基準)。」

第5条 本契約は、受任者の報酬が無償であることを踏まえて解釈する。」

令和 年 月 日、

委任者(甲) 豊中市立●●学校PTA、

会長 ●●●● 印、

受任者(乙) 豊中市立●●学校、

校長 ●●●● 印、